

## お知らせ

### 行事の中止

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクに配慮し、今年度の以下の行事は中止します。

#### ・笠松川まつり

☎かさまつまちづくりイベント実行委員会(企画課内)

☎388-1113

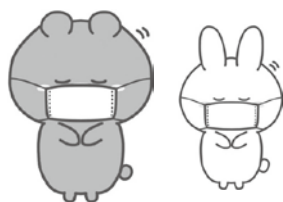
#### ・笠松町民大運動会

☎笠松町民運動会実行委員会(笠松中央公民館内)

☎388-3231

#### ・笠松力検定(初級・中級・上級)

☎笠松力検定委員会(企画課内) ☎388-1113



### 児童扶養手当現況届の提出

児童扶養手当を引き続き支給できるかを確認するため、受給者の方には、毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

この現況届の提出がない場合、11月以降の手当の支給が停止となりますのでご注意ください。

#### 児童扶養手当とは

父母の離婚、父(母)の死亡、未婚などにより父(母)と生計を共にしていない母子(父子)家庭などで18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

**提出期限** 8月31日(火)

**提出先** 役場2階 福祉子ども課  
☎福祉子ども課 ☎388-1116

### がん検診(病院検診)を受けましょう

胃がん・肺がん・大腸がん検診(病院検診)を実施しています。

案内が届いていない方で検診をご希望の方は、役場健康介護課にご連絡いただくか、町ホームページの申込フォームからお申込みください。

詳しくは、広報4月号「令和3年度第1号健康だより」をご覧ください。



☎申込☎健康介護課  
☎388-7171

### 災害に備えて準備しましょう

#### ■家具転倒防止補助器具の支給

家具を壁に固定する「L字型金具」または「チェーン式金具」2組を対象の世帯に支給します。

支給を希望される方は、お住まいの地域の町内会長または総務課にご連絡ください。

**対象世帯** 高齢者(65歳以上)や重度身体障がい者(身体障害者手帳1級・2級)のみで構成される世帯で、これまでに支給を受けていない世帯

#### ■ブロック塀の除去の助成

道路に面したブロック塀を除去する場合にその費用を助成します。助成を受ける場合は、除去前に総務課にご連絡ください。

**助成条件** 個人の住宅や事業所の敷地内に設置されたブロック塀など、道路に面した部分を65cm以下の高さまで除去すること

**助成額** 延長1m当たり2,340円(限度額100,000円)

☎総務課 ☎388-1111

### 裁判所ウェブサイト

裁判所では、皆さんに新しくできた制度や裁判手続きを知っていただくために、随時テーマを定めて裁判所ウェブサイトでご案内しています。

8月のテーマは「裁判員裁判の実施状況～経験者の声もお知らせします」です。ぜひご覧ください。

裁判所ウェブサイト▶



☎岐阜地方裁判所事務局総務課 ☎262-5122